

整理番号 88

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	02 年 07 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">352</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

使 途	<p>8月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時、刻	
38041	02-07-28	10:04	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬 貨)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0007

サイタマケツキ カイキ イソ ナカヤツキ ツ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 300014

印紙税申告納付済
税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 64

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 7 月 28 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">1732</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		1732	
百万	千	円							
	1732								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 ダスキンEw7°レンタル代

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

1,925 × 0.9 = 1732.5

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

コード: XXXXXXXXXX
 納品日 2年7月28日
 引 引 (現金)

伝票 NO. 0009257602

納品・請求書
 兼 領収書

ダスキン 梢
 株式会社梢

TEL: XXXXXXXXXX 00998
 納品日 2年7月28日 納品時間 8月28日

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町1丁目13番地
 TEL 048-641-8082 FAX 048-647-3121

品名	数量	単価	金額	税別	税額	合計	備考
BSC3R オワジベーションック3レット	1	1,925	1,925	175	2,100		
BLALA-R *スタイルフロアラレット	0	0	0	0	0		
BSSS-R *スタイルハンディッシュレット	0	0	0	0	0		
BSC3CL ベーションック3ヨウスタイルクリーナー	0	0	0	0	0		

売上合計 10%対象 1,925 内消費税 (175)

1,925 1,925

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

38

整理番号		1	2	4
------	--	---	---	---


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(該当する経費の番号を○で囲む)

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="28"/> 日
支出額	百万 千 <input type="text" value="54"/> <input type="text" value="000"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $60,000 \times 0.9 = 54,000$)
使途	7月分 事務所賃借料
支出先	<input type="text" value="様"/>

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号 -

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引商番	種番
02-07-28	0411	17
お取引種別	お引出し	
カード番号(印鑑番号)	取引通番	
****	0004	
お取引金額	カード発行銀行	同支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
08:35		

ご利用手数料 ¥330
お受取人 

依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納
付にのぎ郵宮

100円	50円	10円	5円	1円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行 *このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と

連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	小島南事務所			
	所在地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7		家屋番号 1976 番 7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種類	事務所			
	構造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
面積	専有	59.62m ² (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²	
物件の所有者	(住所)	XXXXXXXXXX	(氏名)	XXXXXXXXXX	
(2) 賃貸借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗(その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他()			
	賃料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管理費	(月額) 円 (消費税) 円	
	敷金	(賃料の ヶ月分) 円	共益費	(月額) 円 (消費税) 円	
	保証金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑費	(月額) 円 (消費税) 円	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更新料	新賃料の1ヶ月分	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税) 円		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税) 円	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	礼金	(賃料の ヶ月分) 円 (消費税) (込)	付属施設料	(月額) 円 (消費税) 円	
	火災等保険料	実費			
	契約期間	平成 31 年 4 月 11 日 から 平成 33 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。			
	賃料・管理・共益費 及び・雑費・付属 施設料の支払方法 並びに支払期限	持参払	持参先 (住所) (氏名)		
振込先		XXXXXXXXXX	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	金 60,000 円	
口座 No.		XXXXXXXXXX			
(フリガナ)	XXXXXXXXXX				
口座名義人	XXXXXXXXXX				
翌月分を毎月末日迄前払 (翌月分前払)。 但し、振込の場合は、末日迄入金を確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵一覽	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
					合計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構造物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成31月4月17日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ)	〒 [REDACTED]	〒 267-0062
住 所	[REDACTED]	本庄市小島南2-4-7
電 話 番 号	[REDACTED]	
(フリガナ)	[REDACTED]	飯塚 俊彦
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所)	〒 (住所)
	(氏名)	(氏名)
	印	印
	(電話番号)	(電話番号)

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号	所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	

宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[REDACTED]	登 録 番 号	() 第 号
氏 名	[REDACTED]	氏 名	印

整理番号 44

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

<p>支出年月日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 2年8月13日 </div>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0594</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	2	7	0594
百万	千	円							
2	7	0594							

使途

$\frac{7}{28} \cdot \frac{8}{28} \cdot \frac{9}{28}$
事務所賃貸料3ヵ月分

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領収書等貼付欄

(7.8.9A)

$100220 \times 3 \text{ヵ月} \times \frac{9}{10} = 270,594$
 (2204賃料)

横川 雅也

51					
52					
53					
54					
55	02-07-28	送金	*100,220		
56					

11

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
02-08-28	送金	*100,220		

02-09-28	送金	*100,220		

※領収書等貼付欄(4)※按分

な記

○他店支払いの小切手等でお入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示し、お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

最終差引残高を新通帳へ繰越しました。

11

44-2

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。) と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。) は、甲の所有する別紙目録記載の建物 (以下、「本件建物」という) の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは

は本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

44-4

振込口座

金融機関名： [redacted]

[redacted]： [redacted]

口座名義人： [redacted]

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

平成 30年 8月 1日

貸貸人(甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

貸借人(乙) 住所 [redacted]

氏名 横川 雅也

44-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

整理番号 109

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>2年 7月 29日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">00</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		44	00
百万	千	円							
	44	00							

<p>使 途</p>	<p>駐車場代(本町事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
------------	--

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

2年 7月 29日

★ 5,500円

但 8月分

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	XXXXXXXXXX
消費税額等(%)	XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

平成31年 4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信昭

(X-カー種)三菱 エコゴン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人のため、接置区画分（[REDACTED]）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー：[REDACTED]
指定の車内には、賃借人や指定した車種のみを駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成30年3月 / 日から平成31年3月 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車の本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当分の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人：住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区榎戸301

氏名 小島信昭

整理番号 79

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 2 年 7 月 29 日	支出額	百万 千 円 1 6 2 3 6 0
-------	---	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃貸料 8月分、9月分</p> <p style="text-align: right;">$90,200 \times 0.9 = 81,180 \times 2$</p>		
-----	---	--	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	***XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
38806	02-07-29	11:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥90,200	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 印紙税 認証		

お振込明細またはご案内 電話

お受取人 第一勧業信用組合
千田町支店
普通 6869279
カ)ヒラノヨウジ様 8月分

ご依頼人 マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 300026

※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	***XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
38802	02-08-28	13:58
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥90,200	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 印紙税 認証		

お振込明細またはご案内 電話

お受取人 第一勧業信用組合
千田町支店
普通 6869279
カ)ヒラノヨウジ様 9月分

ご依頼人 マツイヒロシ セイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 300063

※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※④引行 *印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※扱方した科目は、振替方法を示す印紙に記載されています。

お問い合わせ

載)

79-2

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
 取引会社：株式会社MARUWA
 不動産事業部 XXXXXXXXXX
 TEL：03-5638-1677

消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	－円	－円
水道代	700円	700円
消費税	－円	－円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社平野商事 (以下「甲」という。)と借主 松井 弘 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	平成6年5月
契約面積	29.65㎡ (8.97坪)			
附 属 施 設	無			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として

頭書(3) 契約期間

2019年(令和元年)7月20日 から 2022年(令和4年)7月19日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(令和元年)7月20日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内8%消費税等 0円)	火 災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヵ月)	礼 金	81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	附 属 施設料	
電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数	正面入口			
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	[REDACTED]	
	(自宅)TEL	[REDACTED]	
	(勤務先)TEL	[REDACTED]	(会社名・部署名) [REDACTED]
	(携帯)TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社平野商事	
	住所	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室	

管理業者	商号又は名称	貸主にて自主管理 株式会社平野商事	
所在地	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室	TEL	090 (4590) 2797
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	住所	[REDACTED]
		家賃債務保証会社名	[REDACTED]
		主たる事務所所在地	[REDACTED]

頭書(8) 更新に関する事項

乙は更新時、更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分及び消費税額を支払うものとする。

79-5

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年7月19日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野 商事	TEL
	代表取締役	張	
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8 TEL・FAX 03-6204-2907	
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	

	A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社MARUWA	商号又は名称
	代表者の氏名	田中 茂穂	代表者の氏名
	免許証番号	東京都知事(2)第93986号	免許証番号 () 第 号
	免許年月日	平成29年3月16日	免許年月日
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名
	登録番号	[REDACTED]	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社MARUWA 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

<p>支出年月日</p>	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日 8/31,9/30
<p>支 出 額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <p style="text-align: center;"><input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small;">(按分した場合の積算方法 月額40,000円×3ヵ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)</p>
<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">事務所家賃(7~9月分)</p>
<p>支 出 先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条 (使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条 (賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条 (賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条 (その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="20"/> 年 <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="30"/> <input type="text" value="30"/> 日	支出額 百万 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 千 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
使 途 事務所区画使用料 8月分	政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$
領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団

領収書

No. 466

領収日 2020年07月30日

関根信明 様

金額 50,000 円

20年8月政務事務所区画使用料光熱費込

上記、正に領収いたしました。



内訳
 税抜金額: 50,000円
 消費税額等: 0円

〒331-0822
 埼玉県さいたま市北区日進町2-544-1
 埼玉NPOハウス



日本ダイレクトメディア株式会社


請求書

関根信明 様

日付 : 2020年07月30日

請求書番号 : 466

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク  株式会社
〒331-0823
埼玉県 さいたま市 北区 月進町2-544-1
埼玉NPOハウス
電話: 048-856-9633

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2020年8月分 政務調査事務所 区画使用料 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号			26
------	--	--	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> <td style="padding-left: 20px;">8月28日</td> </tr> </table>	0	2	年	7	月	3	0	日	8月28日
0	2	年	7	月	3	0	日	8月28日		
支出額	<p style="font-size: small;">百万 千</p> <table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">/</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="padding-left: 5px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $(120,000 + 120,000 \times \frac{24}{30}) \times 0.9 = 194,400$)</p>			/	9	4	4	0	0	円
		/	9	4	4	0	0	円		
使 途	県政調査事務所家賃(7~8月分)									
支 出 先	XXXXXXXXXX									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃借契約書 (更新)

(物件名称)

豊岡貸店舗

1号室

賃貸人

様

賃借人

杉島 理一郎

様

(株)狭山台商事 稲荷山公園駅前支店

TEL:04-2900-1777

事業用賃貸借契約書 (事務所) 更新①

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 杉島 理一郎 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	豊岡貸店舗 1号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県入間市豊岡4丁目6-7-1		
		(登記簿) 埼玉県入間市豊岡四丁目859番地4 (換地 同所予定地番2街区19区画)		
	構 造	鉄骨造・合金メッキ銅板葺・平屋建/全2戸		
	種 類	事務所	新築年月	平成27年 3月
面 積	45.5㎡ (13.76坪)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会議員 政務事務所
--

頭書(3) 契約期間

令和 元年 10月 1日 から 令和 4年 9月 30日まで (3年間)		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="text-align: center;">平成27年 5月 1日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	平成27年 5月 1日
目的物件の引渡し時期	平成27年 5月 1日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (内消費税等 無し)	管理・共益費	月額 賃料に込み	家 財 保険料	ご加入下さい
敷 金	600,000円 (賃料 5ヶ月)	駐車料	月額 賃料に込み	償 却	無し
更新料	新賃料の1/2ヶ月分	更新事務手数料	新賃料の1/2ヶ月分+税	月 額 合 計	月額 120,000円
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	■ 本	■ 本		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	※振込手数料は乙の負担とする				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 杉島 理一郎
	(自宅) TEL 04-2965-6502
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	
所在地	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

<p>①更新時、更新料として新賃料の1/2か月分を、更新事務手数料として新賃料の1/2か月分+消費税を乙は支払うものとする。</p> <p>②更新時、新規契約時加入の連帯保証人の続行また借家人賠償責任保険に継続加入すること。この際費用が発生します。</p>
--

頭書(9) 特約事項

- ①日割賃料等は、平成27年5月1日より負担とし、日割賃料の計算は、実日数÷30日とする。
- ②賃料等は、賃貸人指定口座へ毎月末日までに翌月分を振込みにて支払う。また振込手数料は賃借人負担とする。
- ③戸鍵の引渡しは、礼金・敷金等全ての残金清算完了及び指定書類の提出後とする。
- ④契約期間は3ヵ年間とし、家賃等の更新は諸物価上昇を基準として行うものとする。
- ⑤更新時には、更新料として新賃料の1/2ヶ月分を、更新事務手数料として新賃料の1/2ヶ月分+税を支払うものとする。
- ⑥家財、借家人賠償、店舗火災保険等の火災保険は、必ず加入すること。
- ⑦駐車場は、賃貸人または物件管理者の指示に従い使用すること。
- ⑧内装設備に関する公租公課及び浄化槽、配水管等の定期清掃費、維持管理費は賃借人負担とする。
- ⑨内装設備工事を伴う物件においては、工事施工前に内装設備図面を賃貸人または物件管理者へ提出し承認を得ること。
- ⑩賃貸借契約が終了した時は、賃借人が施工した内装設備は原状復帰することを原則とする。
- ⑪物件敷地内において、看板、物置、自動販売機、エアコンの室外機を設置する場合は、賃貸人または物件管理者の承認を得ること。
- ⑫契約終了時において、敷金は賃料等の滞納分がある場合は相殺、及び原状回復費用として充当する。
- ⑬本契約の解約の申し出は、3ヶ月前迄に物件管理者へ通知しなければならない。
- ⑭犬、猫等のペットは、飼育しないこと。
- ⑮「自動車保管場所使用承諾証明書」が必要な場合には、3,000円（別途消費税加算）の手数料を支払うものとし振込みにかかる費用は賃借人負担とする。
- ⑯税法の改正により消費税の税率が変動した場合、改正以降については、変動後の税率により計算された月額賃料を支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 9月 28日

甲・貸主	氏名	●	TEL	●
	住所	●		
乙・借主	氏名	杉島 理一郎	TEL	04-2965-6562
	住所	●		
連帯保証人	氏名	●	TEL	●
	住所	● (新規契約時の連帯保証人続行)		

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県入間市二本木108-6 04-2934-3581	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 狭山台商事	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 長谷川 敏 ●	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(7)第15603号	免許証番号
	免許年月日	平成29年 5月 6日	免許年月日
宅地建物取引士	氏名	●	氏名
	登録番号	●	登録番号
	業務に従事する 事務所名	株式会社 狭山台商事 稲荷山公園駅前支店	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	埼玉県狭山市稲荷山1-8 04-2900-1777	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号			27
------	--	--	----


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>0</td><td>2</td><td>年</td><td></td><td>7</td><td>月</td><td></td><td>3</td><td>0</td><td>日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">8月28日</p>	0	2	年		7	月		3	0	日
0	2	年		7	月		3	0	日		
支出額	<p>百万 千</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td></td><td></td><td>/</td><td>2</td><td>9</td><td>6</td><td>0</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法) $(8,000 + 8,000 \times \frac{29}{30}) \times 0.9$</p>			/	2	9	6	0			
		/	2	9	6	0					
使 途	事務所来客用駐車場代(7~8月分)										
支 出 先	[REDACTED]										

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。)と賃借人 杉島理一郎 (以下、「乙」という。)は、以下のとおり駐車場賃貸借契約を締結する。

(目的)

第 1 条 甲は下記記載の駐車場を、本契約書に記載の条件にて乙に賃貸する。
 駐車場の表示
 駐車場の所在地 入間市豊岡4-6-7
 専用区画 駐車場のうち1台分

(賃料)

第 2 条 賃料は月額金 8,000 円とし、毎月末日限り翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込む方法にて支払うものとする。

(賃貸借期間)

第 3 条 本契約の期間は、平成 27 年 9 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までとする。

(禁止事項)

※ 自動延長中

第 4 条 乙は、次に掲げる行為をすることができない。
(1) 本件駐車場を第三者に賃貸し、又は第三者に賃借権を譲渡すること
(2) 本件駐車場に建物その他の工作物を設置し、又は現状に変更を加えること

(賠償責務)

第 5 条 乙は、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(甲の免責事項)

第 6 条 不可抗力、第三者の行為、その他甲の責めに帰すべき事由以外の事由により、乙の車両に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第 7 条 甲乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。ただし、1 か月以上前に相手方に対して書面で通知すべきものとする。
2 乙が、前項の通知なく解約をなす場合には、1 か月分の賃料に相当する金員を甲に支払うものとする。

(契約解除)

第 8 条 甲は、乙が本契約に違反したときは、何らの催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

(明け渡し)

第 9 条 本契約が期間の満了により終了し、又は前条により解除されたときは、乙は直ちに本件駐車場を甲に返還するものとする。

(協 議)

第 10 条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項が生じたときや、本契約各条項の解釈につき業義が生じたときは、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

以上のおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、甲乙各自その1通を保有する。

平成 27 年 9 月 1 日

貸借人 (甲)

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

貸借人 (乙)

住所 埼玉県入間市豊岡4-6-7-1-101
氏名 杉島 理一郎

生年月日 昭和57年12月16日

連絡先 04-2965-6502

整理番号

60

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年 7月 30日 他
支出額	$(103000 + 17000) \times 3 \times 0.9$ $= 324000$ <small>(按分した場合の積算方法)</small>
使途	事務所家賃、業務用駐車場代(8.9.10月分) <small>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</small>
支出先	(有) ケイプランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 高木 功介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ドムス菱屋 2階 202号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区常盤2丁目9番19号		
		(登記簿)さいたま市浦和区常盤2丁目46番		
	構 造	木造・鉄骨造・ <u>鉄筋コンクリート造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・ <u>スレート葺</u> ・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全(6)戸		
	種 類	居宅	新築年月	1985年 1月
面 積	61.55 m ²			
附 属 施 設	ベランダ 9.67 m ²			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務調査事務所(自由民主党県議会議員)

頭書(3) 契約期間

2019年 7月 1日 から 2021年 6月 30日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年 6月 30日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等)	100,000円 円	管理・ 共益費	月額 (内消費税等)	3,000円 円	家 財 保険料	18,500円
敷 金		100,000円 (賃料 1ヶ月)	礼金		150,000円	附 属 施設料	月額 (内消費税等) 円 円
保証金		円 (賃料 ヶ月)	償 却				
その他の条件							
貸与する鍵	鍵 No.	[]	[]				
	本 数	[]	[]				本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで					
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[]					
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先					
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名					

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 高木 功介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称 有限会社ケイプランニング		
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	00105	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

更新料は新賃料の1ヶ月分、更新手数料は新賃料の1/4ヶ月分(税別)を支払うこと

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約書第3条に基づく賃料等の支払いにおける振込手数料は借主負担とする 2. 頭書(4)に記載する家財等保険料は2年間に一度支払うものとする 3. 本契約を解約する場合は、甲においては6ヶ月前、乙においては3ヶ月前までに各々相手方に対し書面で通知し、この予告期間の完了をもって本契約は終了するものとする
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 6月 18日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 高木 功介	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名 (別紙承諾書により認証) 印	TEL
	住所	

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL 048-824-1423 商号又は名称 有限会社ケイプランニング 代表者の氏名 小池 東司	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号 埼玉県 大臣 (12) 第 7531 号 知事	免許証番号 大臣 () 第 号 知事
	免許年月日 平成 30年 9月 26日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏 名	氏 名
	登録番号	登録番号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名称	さかえパーキング内 第 [] 号
車種及びナンバー	トヨタ プリウス
賃料	1ヶ月 金17,000円也
敷金	金17,000円也（無利息の約定）

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和 元 年 9 月 17 日より令和 3 年 9 月 16 日迄向う2ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することとできる。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人に持参して支払うか、甲指定の銀行口座に払い込むものとする。

第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時時渡すものとする。

第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

- (1) 駐車場内で粗糞な運転は行わないこと。
- (2) ゴミ等は一切捨てないこと。
- (3) 深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為を一切行わないこと。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等

が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗車等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に対し賠償するものとする。

第10条 (1) 甲の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

(2) 乙の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 第1条の賃貸借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の4ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

（特約条項） 1. 「賃料の振込先」

[Redacted]

2. 振込手数料は乙の負担とする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
令和 元 年 8 月 30 日

貸主（甲） 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

借主（乙） 住所 [Redacted] 氏名 高木功介

連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

仲介業者兼管理者
さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号
有限会社 ケイブランニング
代表取締役 小池 東
TEL 048-824-1423

整理番号 36

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 2年 7月 31日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 18万 1千 98円 </p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	--	-------------------------

<p>使 途</p>	<p style="font-size: 1.2em;">駐車場賃貸更新料</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---

領収書等貼付欄

株式会社 東不動産
20220 × 9/10 = 18,198

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

<p>※領収書は</p> <p>※領収書を</p> <p>(別紙に)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">年月日</td> <td style="font-size: 0.8em;">取扱店番</td> <td style="font-size: 0.8em;">お取引内容</td> </tr> <tr> <td>020731</td> <td>0685244</td> <td>お振り込み</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">受付通番</td> <td style="font-size: 0.8em;">銀行番号</td> <td style="font-size: 0.8em;">支店番号</td> </tr> <tr> <td>0031</td> <td></td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">お取引金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">¥20,000*</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">お振引 できない場合</td> <td colspan="2" style="font-size: 0.8em;">残高</td> </tr> <tr> <td>09.54</td> <td style="font-size: 0.8em;">お振込額</td> <td style="font-size: 0.8em;">おつり</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">¥220*</td> <td style="text-align: right;">¥80*</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 0.8em; vertical-align: top;">お振込先 お振取人 ご振替人</td> <td colspan="2"> 三菱UFJ銀行 東松山支店 普通 1009226 カトウシ"ヨウフト"ウサン様 ヨコカワマサヤ様 0493775050 </td> </tr> </table>	年月日	取扱店番	お取引内容	020731	0685244	お振り込み	受付通番	銀行番号	支店番号	0031		口座番号			お取引金額			¥20,000*	お振引 できない場合	残高		09.54	お振込額	おつり		¥220*	¥80*	お振込先 お振取人 ご振替人	三菱UFJ銀行 東松山支店 普通 1009226 カトウシ"ヨウフト"ウサン様 ヨコカワマサヤ様 0493775050	
年月日	取扱店番	お取引内容																													
020731	0685244	お振り込み																													
受付通番	銀行番号	支店番号																													
0031		口座番号																													
		お取引金額																													
		¥20,000*																													
お振引 できない場合	残高																														
09.54	お振込額	おつり																													
	¥220*	¥80*																													
お振込先 お振取人 ご振替人	三菱UFJ銀行 東松山支店 普通 1009226 カトウシ"ヨウフト"ウサン様 ヨコカワマサヤ様 0493775050																														

すること。

※領収書等には、①年月日、②(載)、④発行者、⑤宛名が記載さ
※按分した場合は、積算方法を

はされたか分かるような記
すること。)

36-2

〒 355-0028
埼玉県 東松山市 箭弓町2-12-13

2020年7月5日

横川雅也事務所 代表 横川 雅也 様

株式会社東上不動産株式会社
〒355-0028
埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
Tel. 0493-23-6000
Fax. 0493-23-6768
担当 [REDACTED]



駐車場更新通知書兼御請求書

平素は(株)東上不動産をご利用頂き、誠にありがとうございます。
この度、下記物件の賃貸契約期間が満了となりますので、ご案内申し上げます。引き続きご契約の際は、手続き期日までに更新の手続きを必ず行って下さいますようお願い致します。
また、下記の更新料をご請求致しますので、更新期日までに下記の口座までお振込みをお願い致します。
更新をされない場合は、解約日の一ヶ月前までに必ずご連絡下さいますようお願い申し上げます。

物件名	西口駅前駐車場 [REDACTED]		
所在地	埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2		
契約満了日	2020年8月31日	更新手続期日	2020年7月31日
新契約期間	2020年9月1日 ~ 2021年8月31日		
従来契約駐車料	10,000円 (1台につき)		
新契約駐車料	10,000円 (1台につき)		

御請求額 20,000円

内 容	本体金額	消費税(10%)	合計金額
更新料 (10,000円 × 2 台分)	20,000円	0円	20,000円
合 計	20,000円	0円	20,000円

振込先: [REDACTED]

更新料のお支払い方法が、引落しからお振込へ変更となりました。
お手数ではございますが、更新料は上記口座へお振込くださいますようお願い致します。なお、お振込の際の手数料はお客様のご負担をお願い致します。
本書類とご入金が行き違いとなった場合にはご了承くださいませようお願い申し上げます。
契約書は2通のうち1通はお客様控えで、うち1通を同封の封筒にてご返送ください。

備考欄

※駐車料金のお支払い方法が弊社指定のお引落の方は、更新料のみお振込でお願い致します。
毎月の駐車料金のお支払いはお引落のまま継続となります。
※定休日: 第1・3火曜日、毎週水曜日

整理番号 66

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 2年 7月 31日 8月31日・9月30日 </p>
<p>支出額</p>	<p> $8,482 \times 3 \text{ヶ月} = 244,446$ </p> <p style="text-align: right;"> 220002 円 </p> <p> $244,446 \times \frac{9}{10} = 220,002 \text{円}$ </p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法) ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p>
<p>使 途</p>	<p>家賃・共益費・駐車場料金(7月・8月・9月分)</p>
<p>支出先</p>	<p>(有) 村田管理サービス</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事務所賃貸借契約書

物件名	ロイヤルコートムラタ	100号室
-----	------------	-------

2020年 3月 19日

貸主 有限会社村田管理サービス
借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介
管理会社 株式会社グッドステイホーム

事務所賃貸借契約書

賃貸人 有限会社村田管理サービス（以下甲という）と賃借人 埼玉県議会議員 荒木 裕介（以下乙という）とは、第1条記載の物件について次の通り賃貸借契約を締結する。

第1条（賃貸借物件）

甲は、下記表示物件（以下本物件という）を、次条以下の条項により乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

1：本物件の表示

- ① 所在： 埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-10
- ② 構造： 鉄筋コンクリート造 7階建
- ③ 名称： ロイヤルコートムラタ
- ④ 賃貸借部分： 1階 100号室 59.95㎡（約18.13坪）

2：賃貸借条件

- ① 目的： 事務所
- ② 期間： 2020年 3月 19日から 2022年 3月 18日まで
- ③ 賃料： 月額 金 64,815 円也（消費税別）
- ④ 共益費： 月額 金 4,630 円也（消費税別）
- ⑤ 駐車料： 月額 金 4,630 円也（消費税別）
- ⑥ 敷金： 金 80,000 円也
- ⑦ 礼金： 金 0 円也

第2条（使用目的）

乙は本物件を議員事務所の目的のみ使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

第3条（賃貸借期間）

本物件の賃貸借期間は、2020年 3月 19日より2022年 3月 18日迄とする。

第4条（期間内解除）

賃貸借期間中に乙がこの契約を解約しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に対し書面によりその旨を予告しなければならない。但し、乙はこの予告に代えて、賃料の3ヶ月分相当額を甲に支払って即時解約することができる。

なお、甲においても6ヶ月前に予告すれば解約をすることができる。

第5条（賃料）

賃料は月額、金64,815円（消費税別）とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した賃料を支払う。

また、駐車料として月額金4,630円（消費税別）も同様とする。

第6条（共益費）

乙は、共益部分の維持管理に必要な費用に充てるため、共益費として月額金4,630円（消費税別）を賃料と共に毎月末までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した共益費を支払う。

第7条（賃料及び共益費等の改訂）

賃料及び共益費については、賃貸借期間中であっても、物価の高騰、経済情勢等の変動、公租公課その他の負担の増加もしくは法令の改正や施設の改良等があった場合には、甲乙協議の上、甲は乙に対して増額を請求できる。

第8条（敷金）

- 1: 乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、敷金として、金80,000円を、甲に預託する。但し、敷金は無利息とし、本契約期間中は返還しないものとする。
- 2: 乙に賃料等の延滞損害賠償、その他この契約に基づく債務の不履行があるとき、甲は乙に債務の履行を催告した上、敷金の一部または全部をその弁済に充当することができる。その場合、乙は通知を受けた日から10日以内に敷金の不足分を補充しなければならない。
- 3: 乙は敷金の預託が有ることを理由に、賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
- 4: 乙は敷金に関する債務を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供してはならない。
- 5: 甲は、この契約が終了し、乙が賃貸借物件を完全に明渡し、かつ、甲に対する一切の債務の履行した後、6ヶ月以内に敷金を乙に返還する。

第9条（禁止事項）

乙は、甲の書面による承諾なしに、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 1: 賃借権の譲渡、または、これを担保の用に供すること。
- 2: 本物件の一部または全部の転貸及び、連絡事務所等名目形式の如何を問わず第三者に占有または使用させ、あるいは第三者を同居させ、共有使用し、もしくは第三者の在室名義の表示をすること。
- 3: 建物の維持保全に害となる行為をすること。
- 4: 甲または他の入居者に迷惑となること、その他甲が不相当と認める行為をすること。

第10条（本物件内の造作及び設備の新設、変更等）

次の行為をする場合には、乙は予め甲の書面による承諾を得るものとし、かつ、その費用は乙の負担とする。

- 1: 造作、間仕切、建具、その他の新設または模様替えをするとき。
- 2: 電灯の増移設、電話の引き込み架設、給排水、電気設備、冷暖房設備及びその他設備の

新增設変更移転等をするとき。

3: 甲の指定する場所以外に看板および広告施設を設置し、または商号、商標の提出表示等をするとき。

4: 重量物、嵩高物搬出入または移動するとき。

5: 出入口扉及び、鍵の取替または新設するとき。

第 11 条 (造作等に伴う公租公課)

乙の設備造作に課せられる不動産取得税、固定資産税等は乙の負担とする。

第 12 条 (修繕費等の負担区分)

1: 建物の主体構造物及び付属設備の維持保全に必要な修繕は甲が行う。

2: 本物件内の壁、天井、床、建具等に関する修繕 (塗装替えを含む) 及び窓ガラス、電球等の取替は、原則として乙の負担において行うものとする。

3: 前項の要修理箇所が生じたときは、乙は速やかに甲に通知するものとし、自己負担の修繕といえども甲と協議のうえ、実施するものとする。

第 13 条 (善管注意義務)

乙はこの建物を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

第 14 条 (立入権)

1: 建物の保全、衛生、防犯、防火、救護等のため必要有る場合、甲または甲の指定する者は随時本物件内に立入り、必要な措置を講ずることができる。

2: 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

第 15 条 (損害賠償)

1: 乙が本契約の条項のいずれかに違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は甲の蒙った損害を賠償しなければならない。

2: 乙またはその代理人、使用人、請負人、来訪者、その他関係者の故意または過失により甲または他の入居者もしくは第三者に損害を与えた場合には、乙は直ちにその旨を甲に

通知し、一切これを賠償しなければならない。

第 16 条 (免責事項)

- 1: 震災、風水害、火災その他、甲の責に帰すことのできない事由で乙が蒙った損害及び盗難または設備等の故障による損害については、甲はその責を負わない。

第 17 条 (契約の解除)

乙が次の各号の一に該当するときは、甲は催告を要せずに直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを求めることができるものとし、乙はこれを異議ないものとする。この場合、甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害を請求できる。

- 1: 賃料またはその他の費用の支払いを 3 ヶ月以上遅滞したとき。
- 2: 本物件を第 2 条の目的以外に使用したとき。
- 3: 他の入居者に著しい妨害を与えたとき、または与える恐れのあるとき。
- 4: 甲の信用、名誉を傷つける等の不信行為があったとき。
- 5: 信用が著しく低下したとき、または公序良俗に反する行為があったとき。
- 6: 無断で本物件から退去したとき、または無断で引き続き 30 日以上本物件を使用しなかったとき。
- 7: 乙もしくはその使用人の故意、または過失により本物件もしくは建物を著しく毀損したとき、または火災を発生させたとき。
- 8: 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、解散等があったとき、または被後見人の審判がなされたとき。
- 9: この契約、またはこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第 18 条 (原状回復義務と明渡し)

- 1: 本契約が終了したときは、乙は賃貸借物件内に設置した造作その他の設備及び乙の所有物全てを撤去し、賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。
- 2: 乙が前項の義務を履行しないときは、甲が任意に乙の費用負担をもって代行しても乙は

何等の異議を申立てないものとし、万が一甲がこの義務の履行を免除した場合においても乙は賃貸借物件内に設置した造作、その他の買取りを甲に対して要求しないことはもちろん、以降の賃借人にたいしても売買譲渡することはできない。

3: 賃貸借物件の明渡しに際しては甲の立会いを必要とし、賃貸借物件内に乙が残置した物すべて甲のためその所有権を放棄し、甲が任意に処分しても乙は何等異議ないことを承諾した。

第 19 条 (明渡し遅延損害金)

この契約が終了し、乙が賃貸借物件を明け渡すべき義務が生じたにもかかわらず、乙が明渡しを遅滞したときは、明渡しすべき日の翌日より明渡し完了までの、賃料及び共益費相当額の倍額並びに、電気水道料金等の諸費用を損害金としてその遅延日数に応じ乙は甲に支払わなければならない。

第 20 条 (立ち退き料等の請求禁止)

乙は賃貸借物件の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず賃貸借物件及びその造作、設備について支出した費用または移転料、立退き料、権利金、補償等これに類する要求を一切甲にしてはならない。

第 21 条 (遅延損害金)

乙がこの契約に基づく債務の支払いを遅滞したときは、乙は期日の翌月以降年利 14.6% の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

第 22 条 (通知の義務)

乙はその代表者の移動があったときは、その内容を速やかに書面により甲に通知しなければならない。

第 23 条 (契約条項以外の事項)

この契約に定めていない事項または疑義が生じたときは、法令および一般貸しビルの商習慣に従い、甲乙が協議して定める。

第24条（管轄裁判所）

この契約に基づく訴訟についてはさいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第25条（特約）

- 1：賃料等の支払いは振込によるものとし、振込手数料は乙の負担とする。
- 2：賃料等の振込先：
口座名義人
- 3：賃料等の支払い方法及び振込先に変更のある場合は、変更する月の3ヶ月前までに甲より乙に書面にて通知するものとする。
- 4：契約期間満了後本契約を更新する時は新賃料の1ヵ月分の更新料を乙は甲に支払うものとする。
- 5：契約更新に際し、乙は取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヶ月分（消費税別）を支払うこととする。
- 6：乙は本物件の使用に際し、近隣に迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに乙の責任において対処をすること。

この契約成立の証として本書式通を作成し、各自記名押印のうえ甲乙各壹通を保有する。

令和2年3月19日

埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-20

甲

有限会社村田管理サービス

乙

さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室

荒木 裕介

管理会社

免許番号 埼玉県知事 (4) 第 19084 号

所 在 さいたま市中央区鈴谷 5-2-2

商 号 株式会社 グッドステイホーム

代表者氏名 代表取締役 益子 賢治

宅地建物取引士 登録番号

氏 名

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
百万	千	円							
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.5em;">ロケリ代</p>
-----	---------------------------------------

領収書等貼付欄

明細別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

20000 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効ハシ マサ

入出金明細

照会範囲：2020年07月31日～2020年07月31日 照会件数：1件

2020年08月03日 09時52分15秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2020年07月 31日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：1件

自動口座振替のご案内



高橋 政雄 様

請求書番号 2006540602

【お問い合わせ先】
 セコム株式会社
 東浦和営業所
 〒336-0926
 埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目
 48-12 ガリレオビル3F
 電話番号: 048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2020年07月02日

ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2020年07月31日



お知らせ	
------	--

通信欄	
-----	--

【明細】

(1 / 1)

コード	契約コード	ご契約対象/ご請求内容	発生日/対象期間	本体価格/税額	合計金額
		事務室 様 ご契約料	2020/07/01~2020/07/31	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
合計金額				¥18,182 ¥1,818	¥20,000

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

整理番号 58

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 7 月 8 / 1 日	支出額	百万 1 千 2 円 150
-------	---	-----	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>馬主車場代</p> <p style="margin-left: 20px;"> $¥500 \times 2 \text{台分} \times 7 \text{日} = 7,000$ $¥500 \times 1 \text{台分} \times 13 \text{日} = 6,500$ $13,500 \times 0.9 = 12,150$ </p>
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

補記: 事務所周辺の月極馬主車場が「現時点で」満車の為、
 采着用に開所日には、目貸馬主車場を甲さえています。
 (采着者が「複着々の場合のみ、2台分借りています。)

別紙明細

_____ (振込手数料)

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

58-11



令和 2 年 7 月 31 日

領 収 証

松井弘県政調査事務所 御中

金13,500円也

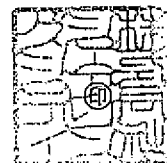
上記、正に領収致しました。

令和2年7月分の駐車場代として

以上

住所 埼玉県朝霞市仲町2-2-44
パールウィング7階A

氏名 株式会社シェアリングシティ
代表取締役 池田和臣



整理番号

			4	3
--	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>2</td><td>年</td><td>0</td><td>7</td><td>月</td><td>3</td><td>1</td><td>日</td> </tr> </table> 2/8/31・2/9/30	0	2	年	0	7	月	3	1	日
0	2	年	0	7	月	3	1	日		
支出額	百万 千 <table border="1"> <tr> <td></td><td>2</td><td>9</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 $110000 \times 3 = 330000$ (按分した場合の積算方法) $330000 \times 0.9 = 297000$		2	9	7	0	0	0		
	2	9	7	0	0	0				
使 途	事務所 8月、9月、10月賃料 管理費含む									
支 出 先	XXXXXXXXXX									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 松澤正 (以下乙という) と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは事業用建物賃貸借契約 (以下本契約という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 蓮見昭一登記測量建築設計事務所
所在地 吉川市吉川一丁目30番地26

(登記簿)

種類 事務所 構造 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
面積 専有約83㎡ (約25坪) 登記面積 91.02㎡ その他使用可能面積 なし

物件の所有者 [REDACTED]

(2) 賃貸借条件

使用目的 個人事務所 (その種類)
賃料 月額 100,000 円 (消費税別途)

敷金 なし 保証金 なし

敷金・保証金の返還期間 本物件明け渡し後 30日以内

火災等保険料 なし

契約期間令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から2ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

持参払い 持参先 [REDACTED]

振込 振込先 [REDACTED]

名義人 [REDACTED]

振込金額 110,000円 (振込料は乙の負担とする)

翌月分を毎月月末までに (翌月分前払い)

③ その他	附属施設	和室				
	貸与 する 鍵一覧	正面入口	■	机	■	
		書庫	■	テーブル	一式	

(特約事項)

- 共有部分（周りの床部分、外壁他）を利用する場合はすべて管理者の許可が必要で、乙は明渡しの際はすべて現状回復の義務があります。

本契約書2通作成し、甲および乙は署名捺印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成31年9月30日

	貸主・甲	借主・乙
住所	■■■■■ ■■■■■■■■■■■ ■■■■■	〒342-0042 よしかわしおおぎなかの100番地3 吉川市大字中野100番地3
電話番号	■■■■■	048-982-8172
氏名	■■■■■	松澤 正

連帯保証人丙	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■
--------	-------------------------

整理番号

55

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年7月31日、8月31日、9月30日										
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 130000円×9/10×3ヶ月=351000円)	百万	千	3	5	1	0	0	0	0	0
百万	千										
3	5										
1	0										
0	0										
0	0										
使 途	8、9、10月分事務所賃借料										
支 出 先	XXXXXXXXXX										

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団





店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨 ^造 3階 ^建 1階
面積	39.67m ² (12坪)	保証金	金 ¥360,000 円 (年—%償却) (無利息とする)
		敷金	
賃料総額	専ら月金 ¥120,000 円 (うち消費税額 — 円)		
共益費	専ら月金 ¥10,000 円	備考	水道料・電気料を含む
管理費			

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和2年7月1日より令和5年6月末日まで向こう3年間とする。但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の様様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明け渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。

2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

(1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合、乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

(2) 乙が賃料の支払いを ヶ月以上怠った場合、本物件が消失又は大破した場合。

(3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

(1) 本物件内共用部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。

(2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。

(3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座

契約の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各 1 通を所持し、仲介業者は契約書控 1 通を保管するものとする。

令和 2 年 6 月 30 日

貸貸人(甲) 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] ●

貸借人(乙) 住 所 [REDACTED]
氏 名 新井 一 彦 ●
本籍地 [REDACTED]
勤務先 _____
電話番号 594-1600

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
本籍地 _____
勤務先 _____
電話番号 _____

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
本籍地 _____
勤務先 _____
電話番号 _____

整理番号

58

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	02年 07月 31日 8月31日 9月30日
支出額	百万 千 450900円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 167,000X0.9=150,300X3ヵ月=450,900)
使 途	8月分、9月分、10月分 事務所賃借料
支 出 先	有限会社 赤岩不動産

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



58-2

事業用賃貸借契約書(更新)

貸主 有限会社赤岩不動産(以下甲という)と借主 須賀 敬史(以下乙という)と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下本契約という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 ゴールドハイツ蔵 102号

所在地 住居表示 埼玉県蕨市中央3丁目17番23号

(登記簿)蕨市中央三丁目4356番5 (家屋番号4356番の102, 103)

種類 店舗、事務所

構造 鉄筋コンクリート造5階建

面積 専有約 53㎡(約16坪)

その他使用可能面積 なし

物件の所有者 蕨市中央1-25-6 有限会社赤岩不動産

(2) 賃貸借条件

使用目的 事務所(その種類 事務所)

賃料 167,000円(消費税 なし)

共益費・管理費 なし

敷金 300,000円

雑費(町会費)

保証金 なし

敷金の返還時期 本物件明渡後30日以内

更新料 新家賃の1か月分

火災等保険料 任意加入

契約期間 平成29年10月16日から平成32年10月15日までの3年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

振込払 振込先 [REDACTED]

振込合計金額 167,000円

翌月分を毎月月末までに(翌月前払い)

振込料は乙の負担とする。

58-3

(3) その他	付 属 施 設						
	貸 与 す る 鍵 一 覧	正面入口	No. (個)		No. (個)		No. (個)
			No. (個)				
		鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 年 月 日					合 計

(特約事項)

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成 年 月 日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住所 電話番号	〒335-0004 蕨市中央1丁目25番6号 048-431-2325	〒335-0004 蕨市中央1-14-10 マンション 蕨602 048-443-7847
(フリガナ) 氏名	有限会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩 常光	スガタカン 須賀 敬史

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	〒 (住所) (氏名) (電話番号)
----------------	--------------------------	--------------------------

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(9)第10971号	免許番号	
所在地	蕨市中央1丁目25番6号	所在地	
商号	有限会社 赤岩不動産	商号	
代表者	取締役 赤岩 常光	代表者	
電話	048-431-2325	電話	
F A X	048-431-2326	F A X	
取引主任者(自署押印)		取引主任者(自署押印)	
登録番号		登録番号	()第 号
氏名		氏名	

整理番号

59

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>02年07月31日 8月31日 9月30日</p>
<p>支出額</p>	<p>百万 千 56567円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 20,951X0.9 x 3ヵ月 =56,567)</p>
<p>使 途</p>	<p>8月分、9月分、10月分 駐車場賃借料</p>
<p>支出先</p>	<p>████████████████████</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



59-2

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 須賀 敬史 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県蕨市中央1丁目15番20		
	名称	浅香パーキング	指定場所	[REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ホンダ・シヤトル	登録番号	[REDACTED]
---------	----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2020年4月28日 から 2021年4月27日までの 1年間		
目的物件の引渡し時期	2011年4月28日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 20,951円 (内消費税 1,904円)		
敷金	金 20,000円		
支払期限： 毎月末日までに 当月分 ・ 翌月分 を支払う			
支払方法	1. 口座振替	金融機関： [REDACTED]	
	2. 振込み	口座番号： [REDACTED]	
		口座名義人： [REDACTED]	
		TEL： 048(887)8365	
	3. 持参	持参先：	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称	リアルホーム株式会社
	所在地・TEL	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL：048(887)8365
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

59-3

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	---

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 更新に関する事項

<ol style="list-style-type: none"> 更新時、借主は貸主に更新料として新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。 更新時、更新事務手数料として借主はリアルホーム(株)に新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。

頭書(7) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 契約の解除は1ヶ月前にリアルホーム(株)に当社指定の書面にて通告すること。書面到達時より、1ヶ月間は賃料発生致します。また、口頭の受付は致しません。 貸主からの解除予告は3ヶ月前とする。 駐車場にプレート等を設置する場合は借主負担で行う。プレートは車止めに設置し、退出時は借主の負担と責任において原状に戻すこと。 車庫証明代は5,000円(税別)とする。 消費税の負担、税率等が変更された時はその月よりそれに従うものとする。
--

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 4月 28日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 須賀 敬史	TEL 048-443-7847
	住所 蕨市中央1-14-10 グランコート 蕨602号	
宅地建物 取引業者	商号(名称) リアルホーム株式会社	代表取締役 野澤 忠教
	事務所所在地・さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL・048(887)8365	
	免許証番号 埼玉県知事 (7) 14904 号	
宅地建物 取引士	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所名	リアルホーム株式会社
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1
	TEL	048(887)8365

※印は実印

整理番号

		/	3	3	

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年7月01日、8月01日、9月01日												
支出額	<p>月額8640円×3ヵ月=25,920円</p> <table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>36</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $25,920 \times 0.8 = 20,736$)</p>	百万	千							2	0	7	36
百万	千												
		2	0	7	36								
使途	事務所駐車場 賃借料 7月~9月分												
支出先	田中産業(有)												

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

貸主 田中産業 株式会社

借主 渡辺 大

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、この契約書のより標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名 称	丸山コーポ 駐 車 場	指定場所	■
所 在 地	ふじみ野市丸山2-18		

標記B 車 種

車 名		登 録 番 号	
-----	--	---------	--

標記C 契約期間

始 期	2019年 2月13日	終 期	2022年 2月12日
-----	-------------	-----	-------------

標記D 賃料等

賃 料	月額 8,640 円 (消費税込)	敷 金	なし	その他	
賃 料 の 支 払 時 期		翌月分を毎月末日迄 (翌月分前払)			
賃料等の 支払方法	振 込	金融機関名	■		
		口座名義人	■	■	

133-3

標記 E 管理人名

商号 (名称)	有限会社 徳新	代表者	代表取締役 齊藤 知則
事務所所在地	〒354-0035 富士見市ふじみ野西 1-18-1 番地 徳新ビル 1F Tel. 049-263-2623		
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 18460 号		

標記 F 特約事項

更新手数料は、新賃料の 1 ヶ月分 (消費税別途) とする。

万一、丸山コーポ入居者が駐車場を利用の場合は、「甲」もしくは、「管理者」より 1 ヶ月前の予告通知をし、「乙」は、何等異議なく予告日までに明け渡しをしなければならない。

本契約の締結を証する為本書を 2 通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各 1 通を保有する。

5

133-4

平成31年2月13日

貸主 (甲)

住所 ふじみ野市丸山 7-19

氏名 田中産業 有限会社

電話 049-264-9169

借主 (乙)

〒356-0035

住所 ふじみ野市丸山A-3-601

氏名 三度辺 大

電話 090-4241-4311

緊急連絡先 同上

(媒介・代理) 業者

埼玉県知事免許 (5) 第 18460 号

所在地 〒354-0035 富士見市ふじみ野西 1-18-1 番地 徳新ビル 1F

商号 有限会社 徳新

代表者 代表取締役 齊藤知則

取引主任者 (自署押印)

取引主任者登録番号

氏名

整理番号

/ 3 / 4

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年7月31日、8月31日、9月30日														
支出額	<p>月額50,000円×3ヵ月=150,000円</p> <table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 150,000円×0.8=120,000)</p>	百万	千								1	2	0	0	0
百万	千														
		1	2	0	0	0									
使途	事務所賃借料 7月~9月分														
支出先	田中産業(有)														

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



134-2

賃貸借契約書

貸主 田中産業 有限会社 (以下「甲」という。)と借主 渡辺 大 (以下「乙」という。)
 は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	丸山店舗 1階 102号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県ふじみ野市丸山2-18		
		(登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>軽量鉄骨造</u> その他 ()/瓦葺、 <u>スレート葺</u> 、亜鉛メッキ鋼板葺、セメント瓦葺、 陸屋根、その他()/(2)階建/全(11)戸		
種 類	マンション・ <u>アパート</u> ・戸建・()	新築年月	昭和57年	
住戸 部分	間 取 り	()LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	30.97㎡
附 属 施 設	駐 車 場	含む <u>含まない</u>		
	バ イ ク 置 場	含む <u>含まない</u>		
	自 転 車 置 場	<u>含む</u> 含まない		
	物 置	含む <u>含まない</u>		
	専 用 庭	含む <u>含まない</u>		
			含む・含まない	

頭書(2) 契約期間

2018 年 11 月 22 日 から 2021 年 11 月 21 日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 48,000円	共 益 費	月額 2,000円	火災保険料	別途契約
敷 金	48,000円	駐 車 場	別途契約	附属施設料	月額 円
その他の条件					

134-3

貸与する鍵	鍵No			
	本数	1本ずつ合計	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	振込先	振込先金融機関名: [REDACTED] 預金: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:	

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

借主氏名	渡辺 大				
緊急連絡先	氏名	渡辺 大	借主との関係	本人	
	(メールアドレス)				
	(自宅)TEL				
	(勤務先)TEL	(名称・部署名)			課
	(携帯)TEL 090-4241-4311				
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	田中産業 有限会社			
	住所	ふじみ野市丸山7-19			
管理業者	商号又は名称	田中産業 有限会社			
所在地	ふじみ野市丸山7-19	TEL 049-264-9169			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載			
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)			
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

134-4

頭書(6) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の 事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	渡辺 大
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	住所	さいたま市丸山A-3-601
		家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(7) 更新に関する事項

建物の更新手数料は、新賃料の1ヶ月分(消費税別途)とする。

頭書(8) 特約事項

1. 自然外の損傷が生じた場合は、借主の負担で補修することとする。
 2. 明渡しの際は、水道・ガス・電気の最終領収書を提示のこと。
 3. 現状回復の費用負担。借主の故意・過失。通常の使用 방법에反する使用など借主の責めに帰すべき損耗等及び、室内クリーニング費用は借主の負担とする。

*敷金預り
48,000円

134-5

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

30年11月22日

甲・貸主	氏名 田中産業 有限会社	TEL 049-264-9169
	住所 埼玉県ふじみ野市丸山7-19	
乙・借主	氏名 三度 大	TEL 090-4241-4311
	住所 ふじみ野市丸山A-3-601	
連帯保証人	氏名 同上	TEL
	住所	

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	富士見市ふじみ野西 1-18-1	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	049-263-2623	商号又は名称
	代表者の氏名	有限会社 徳新 齊藤 知則	代表者の氏名
免許証番号	埼玉県知事 (5) 18460号	免許証番号	大臣 () 第 号 知事
免許年月日	平成30年 6月24日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏 名	■	氏 名
	登録番号	■	登録番号
	業務に従事する事務所名	有限会社 徳新	業務に従事する事務所名
事務所所在地 TEL	富士見市ふじみ野西1-18-1 049-263-2623	事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 4 7

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 2 年 7 月 3 1 日, 8月31日, 9月30日 </p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;"> <small>百万</small> <small>千</small> 2 7 0 0 0 0 0 円 </p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3 = 270,000$)</p>
<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">8、9、10月分 事務所賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<p style="text-align: center;">株式会社 ヨコハウス</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は末記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び同居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないよう取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。
- (2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。
3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。
2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。
3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平成 元年 6月 1日

貸貸人(甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

貸借人(乙) 住 所 さいふまき市大宮区浅間町2-78 大宮パステルビル105号室

氏 名 藤井たけし事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床面積	<u>48.5</u> m ²

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

整理番号 4 8

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"><input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 7 月 <input type="text"/> 3 1 日, 8月29日, 9月30日</p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <p style="text-align: right;"><input type="text"/> <input type="text"/> 3 2 4 0 0 円</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3 = 32,400$)</p>
<p>使 途</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">8.9.10月分 駐車場賃借料</p>
<p>支出先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団





日本郵政公社

年月

No.

領収証




番号


藤井 友けし 様

自 年 月 日
至 年 月 日

約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2020年 8月分	2020年7月3日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2020年 9月分	2020年8月29日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2020年 10月分	2020年9月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	

年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	

整理番号

49

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2017年7月31日, 8月31日, 9月30日
支出額	<p>百万 千</p> <p>40500 円</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3 = 40,500$)</p>
使途	8.9.10月分 駐車場賃借料
支出先	

上記のとおり支出しました。



支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[REDACTED]	印鑑	
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	
	氏名	藤井 健太		

1	場所	さいたま市大宮区浅間町2-73 ⁻¹			
2	駐車場 区画	[REDACTED]			
3	車両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁
4	賃料	一カ月 15,000円	支払方法 当月末翌月前納	特約	2カ月分滞納の ときは無催告解除
5	期間	自 年 月 日 至 年 月 日	満 年間	特約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除
8	解約	賃貸人 カ月前予告 賃借人 / カ月前予告 解約可能			
9	保証金	金 0 円也 契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還			
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。			

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号 50

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>2年 7月 31日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>41580</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	--

<p>使 途</p>	<p>除湿機設置工事代 (事務所地下倉庫)</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">46,200 × 0.9 = 41,580</p>
------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	****36911
取扱店	お取引日	時刻
36911	02-07-31	11:58
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥46,200	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
		電 信

お振込明細またはご案内

お 栃木銀行
受 大宮支店
取 普通 3610891
人 ケツカテソキコウツ(カ様
フツイタケツ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
取扱番号 400342 付につき浦和
*印紙税を納付しない場合は*印で押してあります。 → 税務署承認済

※領収書等には、①年月日
④発行者、⑤宛名が記載さ
※按分した場合は、積算方 女を

(振込手数料)

を使用すること。

支出されたか分かるような記載)、
「ること。」

請求明細書

埼玉県議会議員 藤井健志事務所 御中

令和 2 年 7 月 25 日

下記の通り御請求申し上げますので、何卒よろしく
 お願い申し上げます。

工事件名: パストラルハイム105室除湿器工事

御見積金額 ¥ 46,200



毛塚電気工事株式会社

〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町2-216

TEL 048-641-9890 (代)

FAX 048-645-0132

摘要	数量	単位	単価	金額
ケーブル VVF1.6-2C	3	m	60	180
コンセント	1	個	540	540
Fモール	3	m	280	840
コーキング材	1	式	3,000	3,000
雑材消耗品	1	式	2,440	2,440
労務費(現場調査費含む)	1	式	20,000	20,000
諸経費	1	式	15,000	15,000
小計				42,000
消費税	10	%		4,200
合 計				46,200

お振込みは下記にお願い申し上げます。
 栃木銀行 大宮支店 普通 3610891 ケツカデンキコウジ(カ)

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日 <input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value="2"/> 月 <input type="text" value="7"/> 日 <input type="text" value="3"/> 日 <input type="text" value="1"/> 日 及8月31日、9月30日	支出額 百万 <input type="text" value=""/> 千 <input type="text" value="2"/> 百 <input type="text" value="9"/> 十 <input type="text" value="0"/> 円 <input type="text" value="4"/> 角 <input type="text" value="0"/> 分
--	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所セコム使用料 令和2年7,8,9月分 $36,300 \times 0.80 = 29,040$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

セコム株式会社

7月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 8月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 9月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

合計 29040 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

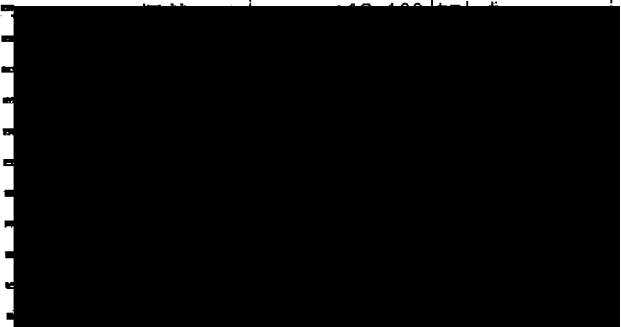
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

24 - 1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団



02-07-31	振替	*12,100	ヒコムカ
----------	----	---------	------

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、領票額にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (預目名) お支払金額・お預り金額・引き当り
 ・外貨普通預金の場合は、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。



摘要	お支払金額	お預り金額
[Redacted]		

02-08-31	振替	*12,100	ヒコムカ
----------	----	---------	------

[Redacted]		
------------	--	--

02-09-30	振替	*12,100	ヒコムカ
----------	----	---------	------

[Redacted]		
------------	--	--

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、領票額にお払戻しができる予定日
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (預目名) お支払金額・お預り金額・引き当り
 ・外貨普通預金の場合は、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

店番	口座番号	
		埼玉県議会 木下 博信 様
埼玉りそな銀行		普通預金通帳
[Redacted]		

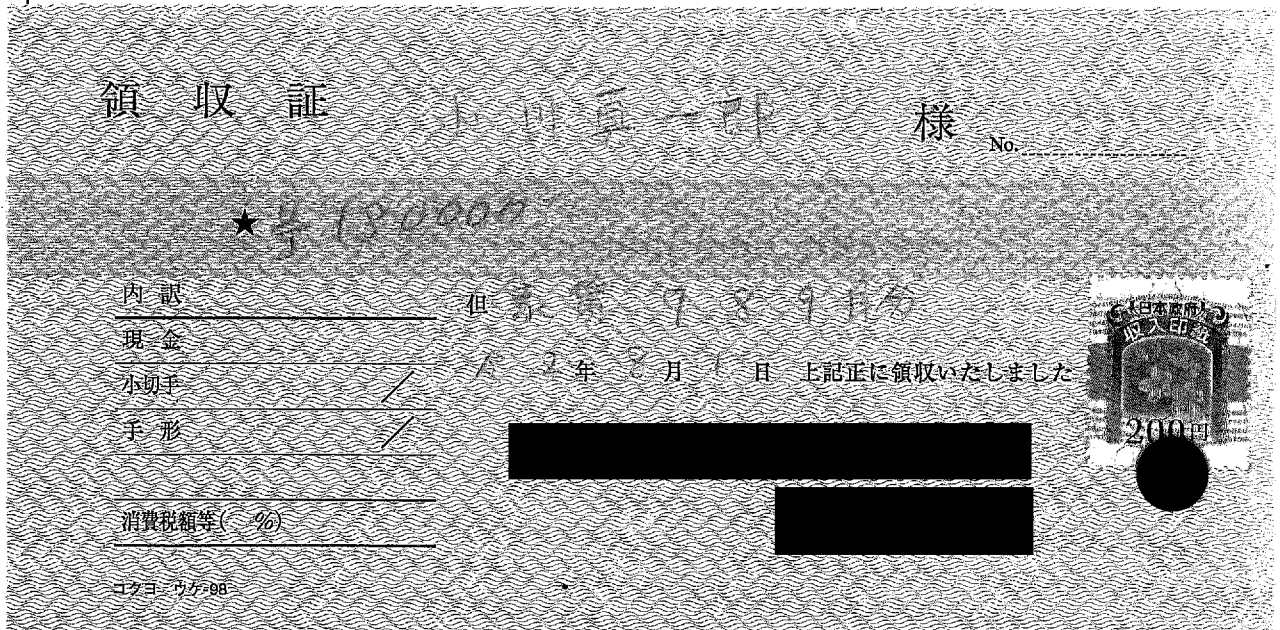
整理番号			1	5
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>	2	年	8	月	1	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	1	6	2	0	0	0
2	年	8	月	1	日										
1	6	2	0	0	0										
使 途	事務所家賃7月~9月		$60,000 \times 3 \times 0.9 = 162,000$												

領収書等貼付欄



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	壹ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (1年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先 貸主宅へ持参すること 普・当 No. 口座名義人				

上記物件を賃貸人甲 [] と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。

2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。

2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。
付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2年 4月 / 日

賃貸人・甲

住 所
氏 名
電 話 番 号

[Redacted signature and name of landlord]

賃借人・乙

住 所
氏 名
電 話 番 号

梁谷市長在家14
小川 真一郎
048-583-2074

連帯保証人・丙

住 所
氏 名
電 話 番 号

Ⓜ

仲介業者

所在地
商 号
代表者
免許番号
取引主任士

大里郡寄居町大字桜沢2770-4
サンライト不動産
柴崎修
埼玉県知事(4)第20030号

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="2020"/> 年 <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="4"/> 日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="61"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="200"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="00"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value="61"/>	<input type="text" value="200"/>	<input type="text" value="00"/>
百万	千	円							
<input type="text" value="61"/>	<input type="text" value="200"/>	<input type="text" value="00"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所・駐平場 賃借料</p> <p>令和2年8月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;">$68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>
-----	-----------------------------------	---

受領証 (収納手数料お客様負担)

ご契約開始日 年 月 日

加藤コーポラス 101

明細

2020年 8月分 賃料等	68,000 円
	円
	円
	円

合計 68,000 円

消費税がある場合は、上記合計額に含みます。

払込人氏名 逢澤 圭一郎 様	受取人 108-8555 東京都港区芝浦4-9-25 芝浦スクエアビル 株式会社オリコフオレントインシュア
承認番号 6011701216	TEL 0570-030-223
金額 68,000 円	[振込手数料]

上記金額を受領いたしました。 収納代行
 ※受領証(お客様控)が領収書の代わりになりますので、大切に保管ください。
 ※収納代行株式会社オリコフオレントコーポレーションは、お客様の委託を受けて収納代行事務を行っております。コンビニエンスストアは、収納代行株式会社オリコフオレントコーポレーションの委託により、代理受領を行っております。
 (お客様控)

別紙明細

よ、重ねて貼付しないこと。
 を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 も整理番号(枝番)を付すこと。)

領収印 日付
 20.8.4

領、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 白に記載すること。

住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-6		
		名称	加藤コーポラス		
		構造	鉄筋コンクリート造	陸屋根	地上 4階 地下 0階建
		種類	マンション		
	本件住宅	部屋番号	1階 0101号室		
		間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ (15.92坪)
契約期間	令和元年 06月 01日 から 令和 03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間				
月払金	家賃	59,000 円	支払方法	オリコフォレント	
	共益費	3,500 円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う	
		円	金融機関	[REDACTED]	
		円	支店名		
		円	種別・口座番号		
	月額合計	62,500 円	口座名義人		
預託金	敷金	59,000 円 (家賃の 1.00ヶ月分)			
	保証金	円 (家賃の ヶ月分)			
	解約引金	円	償却金	円	
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)			
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)			
遅延損害金	年率 14.6%の割合により計算します。				
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヶ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. (附)オリコフォレントインシュア初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎)</p>				
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]			
	住所	[REDACTED]			
	フリガナ 氏名	[REDACTED]			
賃借人 (乙)	〒	[REDACTED]			
	住所	[REDACTED]			
	フリガナ	アサノ 伸一郎			
	氏名	澤澤 伸一郎			
	生年月日	昭和50年 9月 16日			
	自宅電話番号	[REDACTED]	携帯電話番号	[REDACTED]	
勤務先	埼玉県議会		所属部署	[REDACTED]	
			電話番号	048-824-2111	

自動車駐車場一時使用契約書

貸貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める自動車駐車場一時使用契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

契約締結日 2019年5月23日

駐車場所在地		埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5		
名称	加藤コーポラス		駐車区画	
契約期間	令和元 年 06 月 01 日	から	令和03 年 05 月 31 日 までの 2 年 ヶ月間	
解約通知	解約期日の1ヶ月前(第12条及び第13条)			
月払金	駐車料	5,000 円(消費税別途)		
	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う	支払方法	
	金融機関	種別・口座番号	支店名	
			口座名義人	
預託金	敷金	5,000 円(駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分)		
一時金	礼金	円(駐車料の税抜金額の ヶ月分、消費税別途)		
	更新料	円(新駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途)		
特約事項 (第18条)	本件駐車場が、甲の賃貸住宅に併設されているもので、乙がその住宅を並行して賃借している場合に、当該住宅の賃貸借契約が、終了したときは当然に本件契約も終了することを甲・乙は確認しました。			
乙の確認義務	機械式駐車場の場合、乙に確認義務があります(第6条1項)。			
貸貸人 (甲)	住所	(〒 [] - [])		
	フリガナ	氏名		
	氏名			
賃借人 (乙)	住所	(〒 [] - [])		
	フリガナ	氏名		
	氏名	生年月日		
	生年月日	自宅電話番号		
	自宅電話番号	携帯電話番号	勤務先	
緊急連絡先 (又は、法人契約 の場合は使用者)	住所	氏名		
	氏名	続柄		
	自宅電話番号	携帯電話番号	勤務先名称	
	勤務先名称	電話番号		
車種等	車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車		
	メーカー名	車名	登録番号	
並行契約住宅	名称	色	居室番号	
管理会社	株式会社クイセイ・ハウジー 川口営業所 埼玉県川口市栄町3-8-1 048-498-6161		仲介人	
			埼玉県三郷市早稲田1丁目3番地10 有限会社クイセイテイ 代表取締役 加藤英泉	

2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジング
川口営業所 営業所長

消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。敬具

記

- ◆ お支払額変更について
2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。
<お支払例> ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額	（参考）月額駐車料 5,400 円	（駐車料 5,000 円 消費税 400 円）
↓		
新たなお支払額	（参考）月額駐車料 5,500 円	（駐車料 5,000 円 消費税 500 円）
- ◆ お支払方法について
 - <①お振込の場合>
2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。
 - <②自動送金をご利用のご契約者様の場合>
2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。
 - <③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合>
2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。
 - <④保証会社の引き落としをご利用の場合>
2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
百万	千	円							
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	清掃代
-----	-----

領収書等貼付欄

領収書別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

12,100 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

お客様名 048-873-4369
高橋 政雄 様

納品・請求書
兼 領収書

さいたま市緑区大字中尾
270

(8003838)

発行日 2020年 8月 4日 次回訪問日 年 月 日 取引現金

株式会社スター
ダスキン江戸支店
〒334-0074 川口市江戸3-9-9
TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889

ダスキンプランチャイスマネージャー加盟店

BUSKIN

印紙
5月以上
貼付

商品・サービス内容	契約数	前回数	単価	納品		納品・回収		備考
				納品	回収	納品	回収	
家事おてつだいサービス一式	1			1	12100			
前回未収残								
税抜金額								
訂正後税抜金額								
11,000								
消費税								
訂正後消費税								
1,100								
合計金額								
訂正後合計金額								
12,100								
領収額								
訂正後領収額								
12,100								

確認サイン

担当者名

整理番号 6 4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成 10 : 交通費

支出年月日	<input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 8 月 <input type="text"/> 4 日	支出額	百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> 1 3 2 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所電気工事代金として (按分の積算方法 16,500 円 × 8/10)
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

神尾高善

様 No. _____

★

¥ 16,500

但

工事代金

2000 年 8 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入
印 紙

税抜金額

消費税額等(%)

埼玉県深谷市岡部473番地

株式会社 内村電気

代表取締役 内村貴



コクヨ ウケ-697

政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。



整理番号 62-1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>2年 8月 4日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>106480</p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(8月分) 政務活動の使用する割合が8/10のため $133100 \times \frac{8}{10} = 106480$</p>
------------	--

領 収 証 No. _____

残井明 県政事務所様 令和2年8月4日

★ ￥133,100-

但 森田ビル201賃貸料(令和2年8月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

62-2 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に知し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	〆 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

62-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷 1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 [Redacted]

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

宅地建物取引士

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(Note: In the original image, '7' is circled in the list above.)

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="年"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="月"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="日"/>	支出額	百万 千 円 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	---	-----	---

使 途	政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため 事務所看板使用料 (8月分) $5500 \times \frac{8}{10} = 4400$
-----	---

領 収 証 No. _____

残井 明県政事務所様 令和2年 8月 4日

★ ￥ 5,500 -

但 森田ビル201看板料 (令和2年8月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

53

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>							
<p>支出年月日</p>	<p>2年 8月 12日</p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千 円</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">6</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>			3	4	6
		3	4	6				
<p>使 途</p>	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため</p>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">領収書等貼付欄</div>								

領収書

2020年08月12日 11:18

No.2022185

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号
住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20200812
顔番: 015-00
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

アクセスマット販ACHS
1 @350 ¥350

小計: ¥350
消費税: ¥35
合計: ¥385

備考:
*お知らせ「夏休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願致します。

株式会社クリン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233

締日: 0
集金日: 0
ルート: C3105
営業担当:
配達担当:
URL: <http://www.clean-more.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 93

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 8 月 17 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">543</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">96</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		543	96
百万	千	円							
	543	96							

使途	<p>事務所家賃(9月分) $60,440 \times 0.9 = 54,396$</p> <p>(送金料含む) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>	
----	--	--

領収書等貼付欄

$60,000 + 440(\text{送金料}) = 60,440$

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容	
02-08-17	03529	通帳送金	
記号	番号	お取引金額	
*****	*****	*60,000	
取扱番号	残高		
N076			

送金料金 *440円

振込予定日 02-08-17


タケウチ マサフミ

ご利用いただきましてありがとうございます。 ゆうちょ銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

2019年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 
 

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">990</td> </tr> </table> <p>※政務活動を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			990
百万	千	円							
		990							

使 途	<p>フロアマット等</p> <p style="text-align: right;">1,100 × 0.9 = 990</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄	③ フロアマット、モップ
----------------	--------------

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 川口
株式会社ダスキン川口
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 2年 8月 18日 次回訪問日 9月 15日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額	納品数	金額	
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495			
BSH ヘアシックマット	RRRRR	1	605	1	605			

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
	(10%) 1,100	100	1,100

伝票 NO.0002109444

受領サイン

担当者名

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 126

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>>年 8月 24日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>> 1 28</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p>ダスキンレンタル代</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">2255 × 1/2 = 1,128</p>
------------	---

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 6840 4875 7466 4172
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領 収 書
 (8000147)

株式会社ダスキンサー
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390



発行日 2020年 8月 24日 次回訪問日 2020年 9月 29日 取引: 現金 No.100287804200

商品	サ	別化	内	容	格	種	数	前	回	残	単	価	納 品			納 品			回	取	訂	正	備	
													納	品	金	納	品	金						額
ベーシックマットS・G						BSG	4W	1	1		660		1	1	660									
ハンディモップF						H-F	8W	1	1		825		1	1	825									
ニューダスキン小モップ						N-SAC	4W	1	1		770		1	1	770									

印紙
 5万円以上
 貼付

前回未収残	税抜金額	消 費 税	合 計 金 額	領 収 額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,050	205	2,255	2,255

確認サイン

担当者名

DUSKIN Duuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 2 8

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	1 2 年 8 月 25 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">643</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">52</td></tr> </table>	百万	千	円		643	52
百万	千	円							
	643	52							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃貸料(本町事務所)</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">$80,440 \times 0.8 = 64,352$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

小島信昭

13				
14	02-08-25	送金	*80,000	ATM
15	02-08-25	手数料	*440	
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示し、お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
(項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
57104	02-08-25	09:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		印	
円	千	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お取引人

登録番号 0001

コツマ ノブ アキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 400010

印紙税申告納付に必要
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル1階貸事務所			1 階 号室 区画番号()
	所 在 地	(住居表示) 339-0057 さいたまま市岩槻区本町5丁目5-12 (登記簿)			
	構 造	木造・ <u>(鉄骨造)</u> 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
	種 類	事務所	新築年月	平成 11 年 4 月	
	面 積	29.75 m ²			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和 1 年 5 月 1 日 から 令和 3 年 4 月 30 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)		家 財 保険料	1年間加入済み 2020年1月更新	円
敷 金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)				
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	貸主指定の口座へ振込支払いする。			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 31年4月10日

甲・貸主	氏名	TEL
乙・借主	住所	TEL 048-758-1624
連帯保証人	住所	TEL 048-790-1100

住所 さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538
 (有)宝来屋不動産商会
 関根 正之

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	主たる事務所所在地・TEL	大()第 号
宅地建物取引士	免許証番号	免許年月日	氏名
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	登録番号 () 第 号
	氏名	登録番号	業務に従事する事務所所在地 TEL
	業務に従事する事務所所在地 TEL	業務に従事する事務所所在地 TEL	

※国は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
管理業者	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会
所在地	339-0057	さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	借主保証人	氏名	小島 信昭
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	住所		
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証	家賃債務保証会社名	
	<input type="checkbox"/> 証会社の提供する保証	証会社の提供する保証	
		主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の際は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 107

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 2 年 0 8 月 2 5 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					1	9		3	6
百万	千	円													
	1	9													
	3	6													

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">$2420 \times 0.8 = 1936$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客様先 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 鴻巣

有限会社クリーンジョブ

Tel: 048-541-8110

〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32

発注日 02年 08月 25日

入金日 10月 20日

C火 00999 8W

TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

支払 (現金)

商 品 名	数量	単 位	単 価	延 べ 金 額		納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額	数量	金額	
*WH1H 吸塵・吸水マットグレー スリム	2	2	1210	2	2420			

前回未収残	(10%)	2,420	220	2,420
-------	-------	-------	-----	-------

伝票 NO.0000990445

DUSKIN

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 63

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	02 年 08 月 25 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">1</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">28</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">080</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	28	080
百万	千	円							
1	28	080							

使 途	<p>事務所費 $155,000 \times 0.8 = 124,080$</p> <p>事務所駐車場 $5,000 \times 0.8 = 4,000$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が 80% 以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄 飯能信用金庫 内山博史

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,200
合計	¥155,200

駐車場 $5,000 \times 4\% = 200$
内1台 13: 5,000

	D 2- 8-25	送金	20,000	ヒラマ(カ カリク)
	D 2- 8-25	送金	155,100	メリア(カ)

(ご説明)
1. 小切手等の証券類をご入金の場合は摘要欄に記号(他券〇〇)とお支払予定日を表示いたします。なお、お支払は予定日の午後以降とし、小切手額の延滞により支払時刻が異なりますので、詳細は窓口係員にお問い合わせください。
2. 取り消しについて、後日記帳は取引年月日の前に「D」、自動振込は摘要欄にご入金は「AD」、お支払は「CD」と表示いたします。

※領収書等には、①(載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃借契約書 <更新契約>

第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年 5月 13日

貸主(甲) 住所

氏名

所在地

商号

電話

埼玉県能成市仲町2-3

会平沼株式会社

042(972)7800

仲介者

(甲)代理人

借主(乙)

住所

T 357-0023

能成市岩沢 229-2

氏名

内沼 博史

電話番号

ご自宅 042 (972) 6432

お勤め先

(社名)

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円 (5,000円×4ヶ月)
所在地	埼玉県能成市双柳373-10				
契約期間	2019年 7月 / 日から 2021年 6月30日迄の2年間とする。				
振込先	■	口座	■	名義	■
名称	■	色	■	登録番号	■

第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。

振込手数料はこの負担とする。

第 2 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

第 3 条 指定車両以外の車を置いてはならない。

第 4 条 乙は本駐車場で第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。

第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理すること。

はならない。

第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されて

いる物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑とな

べき行為を一切なざざること。

第 7 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等

について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決す

ることとする。

第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければなら

ない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲

に支払う。

第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であつても

1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。

第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があつた場合には当然に新税率あるいは

新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算さ

すこととする。

事務所賃貸借契約書

貸借の目的

貸主 株式会社 借主 (A)との間に建物

の賃貸につき下記のとおり契約を締結する。 敷居市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造 床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的) 外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間) 賃貸借の期間は、2018年6月1日から2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新) 第2条の期間満了後、甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。

第4条 (賃料等) 賃料は毎月賃料13万円(消費税別)、共益費5000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに前月賃料を支払うものとする。

振込口座 普通口座 名義人

第5条 (敷金) 敷金は、本契約に基づいて生ずるこの債務を担保するため、甲は乙に現金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。

第6条 (賃借権の譲渡・転貸) 甲は本契約に基づき、第三者に本件賃借権を譲渡する権利を有しない。

第7条 (契約の解除) 甲は本契約に基づき、第三者に本件賃借権を譲渡する権利を有しない。

第8条 (契約の更新) 第2条の期間満了後、甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。

第9条 (賃料等) 賃料は毎月賃料13万円(消費税別)、共益費5000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに前月賃料を支払うものとする。

第10条 (原状回復義務) 甲は本契約に基づき、第三者に本件賃借権を譲渡する権利を有しない。

第11条 (敷金) 敷金は、本契約に基づいて生ずるこの債務を担保するため、甲は乙に現金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。

第12条 (保証人) 甲は本契約に基づき、第三者に本件賃借権を譲渡する権利を有しない。

第13条 (争い) 本契約に基づいて生ずる争いは、本契約の締結地を管轄する裁判所に属する。

第14条 (その他) 本契約に基づいて生ずる争いは、本契約の締結地を管轄する裁判所に属する。

第15条 (契約の更新) 第2条の期間満了後、甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。

第16条 (賃料等) 賃料は毎月賃料13万円(消費税別)、共益費5000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに前月賃料を支払うものとする。

第17条 (敷金) 敷金は、本契約に基づいて生ずるこの債務を担保するため、甲は乙に現金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。

保証、甲、乙、丙、各1通を保管する。

平成 年 月 日

貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクパター 附

氏名 代表取締役 谷脇 道生

借 入 住所 飯能市岩永429-2

氏名 内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

第 号 飯頭主任者 登録番号 () 第

号 氏名

推 基

いらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。

第11条 (損害負担)

甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。

第12条 (通知義務)

甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。

1. 1ヶ月以上

甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。

3条 (連帯保証人)

甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。

甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。甲が借主として、乙が賃借物の明け渡しをなさないこと。

整理番号 129

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 8 月 26 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		44	00
百万	千	円							
	44	00							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代(本町事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証 No. _____

小島信昭様 2年 8月 26日

〒1030 _____

★ 5,500円

但 9月分

上記正に領収いたしました

内 訳 _____

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

な記載)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

平成31年4月8日より契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信昭

(X-カー種)三菱 eKゴン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人のみ専用（ [] ）
第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：スズキ 車種：エブリィワゴン ナンバー： []
指定区域内に、賃借人や指定した車輦のみを駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成30年3月31日から平成31年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後には、直ちに賃借人の自動車の本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月31日

賃貸人：住所 []

氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛301

氏名 小島信昭

整理番号 63

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>2年 8月 26日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>49500</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	--

<p>使 途</p>	<p>政務活動に使用する割合が$\frac{9}{10}$以上であるため</p> <p style="font-size: 1.2em;">政務活動事務所 賃料 (9月分)</p> <p style="font-size: 1.2em;">$55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
------------	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56701	02-08-26	13:35
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
お振込明細またはご案内		電 信
子ハ" タツヤ様		
電話番号		印紙税申告納
取扱番号 260001		付につき浦和
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →		税務署承認済

紙明細

55,000

0 [振込手数料]

55,000

易合は、別紙を使用すること。
こと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和1年10月1日
消費税増税に伴い

宮城 6 鶏 加筆

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金 55,000 円也(税込)

振込先

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

- 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
- 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
- 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第 3 者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第 3 者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第 3 者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第 3 者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名・代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を公表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

貸貸人(甲) 住所

氏名

借借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遼也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号 108-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	0 2 年 0 8 月 2 6 日
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 64000円 </p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; margin-right: 20px;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>
使 途	9月分事務所賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 様一 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所 (平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 N03号室 添付した貸事務所図面に基づく場所)		区画番号()
所在地	(住居表示) 浦安市東3丁目1番18号 (住居表示) (登記簿) 浦安市東3丁目107番		
構造	木造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・瓦葺メッキ葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / () 階建/全()戸		
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月	平成12年12月
面積	31.77㎡		
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房、駐車場スペース(2台分)、電気湯沸し1個		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

令和1年 7月 1日 から 令和4年 6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時 賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・共益費	月額 (内消費税等)	家財保険料	円
敷金	(賃料 ヶ月)			附属施設料	円 (内消費税等)
保証金	400,000円 (賃料 ヶ月)	償却	毎年15分の1ずつ償却するものとする。(保証金の補填はしない。)		
その他の条件					
貸与する鍵	本 数	蓋南玄関	本	北出入口	本
賃料等の支払時期	翌月分を前月末までに支払うものとします。				
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 (振込手数料は借主の負担とする。) <input type="checkbox"/> 持参 券 <input type="checkbox"/> 口座引落 券 <input type="checkbox"/> 委託会社名				
貸与する鍵	本 数	蓋南玄関	本	北出入口	本
賃料等の支払時期	翌月分を前月末までに支払うものとします。				
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 (振込手数料は借主の負担とする。) <input type="checkbox"/> 持参 券 <input type="checkbox"/> 口座引落 券 <input type="checkbox"/> 委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 中屋敷 様一 (自宅)TEL [REDACTED] (事務所)TEL 048-541-8110 (会社名・部署名) (携帯)TEL
-------------	---

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]
管理業者	商号又は名称
所在地	〒 国土地交通大臣()第 号 TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	住所
		家賃債務保証会社名
		主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--